

鳥取県労働移動受入奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、売上高や生産量の減少等に伴う人員削減により離職した者を正規雇用した事業主に鳥取県労働移動受入奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「正規雇用者」とは、雇用期間の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者をいう。

2 この要領において「部長等」とは、商工労働部長、商工労働部雇用人材局長又は商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク所長をいう。

3 この要領において「親会社等」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいう。

(対象となる離職者の要件)

第3条 奨励金の対象となる離職者は、次の各号のいずれにも該当する離職者とする。

- (1) ハローワーク、鳥取県立ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者（以下「ハローワーク等」という。）に求職登録している離職者
- (2) 次条に規定する送出企業を離職した者（事業主都合（重責解雇を除く）により離職した者に限る）

(送出企業の要件)

第3条の2 送出企業は次の各号のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 公益財団法人産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業
 - (2) 第5条第1号の業種に該当する企業
 - (3) 次のいずれかに該当する企業
 - ア 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ概ね10%以上減少していること。
 - イ 雇用保険被保険者数の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて増加していないこと。
 - (4) 事業縮小等により次条第1項に規定する送出企業要件確認申出書の提出日以降に30人以上の離職者を発生させる企業
- 2 前項に該当しない場合であって、緊急雇用対策会議において奨励金の対象とすることが認められた企業を送出企業とすることができる。

(送出企業の要件確認等)

第4条 奨励金による離職者の移籍支援を受けようとする送出企業（以下「申出企業」という。）は、送出企業要件確認申出書（様式第1号）を部長等に提出するものとする。

- 2 部長等は、提出された送出企業要件確認申出書を基に、申出企業が第3条の2第1項に規定する送出企業の要件に該当しているか否かを判定し、その結果を、送出企業要件確認通知書（様式第2号）により申出企業、鳥取労働局及び公益財団法人産業雇用安定センターに通知するとともに、鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者証明書（様式第2号の2）を交付するものとする。
- 3 部長等は、必要があると認めるときは、送出企業要件確認申出書の記載内容等を確認するために、申出企業に対して書類の提出又は提示を求める場合がある。
- 4 前3項の規定にかかわらず、商工労働部長は、前条第2項の規定に基づき送出企業の認定を行ったときは、送出企業認定通知書（様式第2号の3）により、鳥取労働局及び公益財団法人産業雇用安定センターに通知するとともに、認定企業から離職予定者名簿の提出があった場合は、鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者証明書（様式第2号の4）を交付するものとする。

(支給対象事業主の要件)

第5条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）が、次条

に掲げる対象労働者を新たに正規雇用者として雇い入れ、及び雇入れの日から起算して6月以上継続して雇用した場合で、部長等の支給決定を受けた場合に予算の範囲内で当該対象事業主に対して支給するものとする。

- (1) 次のいずれかの業種に該当する事業主であること。
 - ア 別表に掲げる業種
 - イ その他商工労働部長が特に必要があると認めた業種
- (2) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (3) 対象労働者を県内に所在する事業所で雇用した事業主であること。
- (4) 第3条に規定する要件に該当する離職者をハローワーク等の紹介により、対象労働者として雇い入れた事業主であること。
- (5) 送出企業の親会社等に該当しない事業主であること。
- (6) 送出企業において、会社法（平成17年法律第86号）第5編に規定する組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転その他の事業再編が実施される場合であって、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主であること。
- (7) 貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県の要請により提出することができる事業主であること。

(対象労働者に係る要件)

第6条 奨励金の支給の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次のいずれにも該当する正規雇用者とする。

- (1) 県内に在住する正規雇用者
- (2) 送出企業を離職した日から1年以内に対象事業主に雇用された正規雇用者
- (3) 6月を超えて対象事業主に雇用された正規雇用者
- (4) 送出企業を離職後に、対象事業主以外に正規雇用されていない者

(支給限度額)

第7条 奨励金の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 第3条の2第1項に該当する送出企業を離職した対象労働者を雇用した場合 10万円
- (2) 第3条の2第2項に該当する送出企業を離職した対象労働者を雇用した場合 30万円(但し、送出企業が第3条の2第1項(4)に該当する場合は10万円)

(対象労働者の正規雇用の報告)

第8条 対象労働者を新たに正規雇用した対象事業主は、雇入れの日から起算して1月以内に正規雇用報告書（様式第3号）を県に提出しなければならない。

(支給申請期間)

第9条 対象労働者に対する奨励金の支給の申請は、対象労働者の雇入れの日から起算して6月を経過した日から6月以内に行うものとする。

(支給の申請方法)

第10条 奨励金の申請を行う対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、鳥取県労働移動受入奨励金支給申請書（様式第4号、以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。

- (1) 鳥取県労働移動受入奨励金支給要件確認表（様式第4号の2）
- (2) 対象労働者が送出企業を離職した際に交付された離職票又は解雇（予告）通知書等事業主都合による解雇であったことがわかる書類の写し
- (3) ハローワーク若しくは県立鳥取ハローワークが発行した紹介状又は公益財団法人産業雇用安定センター、その他職業紹介事業者が発行した職業紹介証明書の写し
- (4) 対象労働者に係る次のアからオまでに掲げる書類
 - ア 対象労働者個別表（1）（様式第5号）

- イ 対象労働者個別表（２）（様式第５号の２）
 - ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - エ 勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ年月日等が明らかに採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書の写し
 - オ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し
- （５）対象労働者が雇用される事業所の就業規則の写し
- （６）前各号の他、県が必要と認める書類
- ２ 申請事業主は、社会保険労務士法（昭和４３年法律第８９号）第２条第１項第１号の１及び第２号に基づき社会保険労務士等を選任し、奨励金等の申請書の作成及び申請の手続を代わって行わせることができるものとする。
- ３ 支給申請書の提出先は次のとおりとする。
- （１）鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町又は智頭町に事業所を設置する事業主
鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク
（〒680-0835 鳥取市東品治町１１１－１）
 - （２）倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町又は北栄町に事業所を設置する事業主
鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク
（〒682-0023 倉吉市山根５５７－１）
 - （３）米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町又は江府町に事業所を設置する事業主
鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク
（〒683-0043 米子市末広町３１１）
鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク
（〒684-8501 境港市上道町３０００）

（支給の決定等）

- 第１１条 県は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。
- ２ 部長等は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。
- ３ 部長等は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、鳥取県労働移動受入奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第６号、不支給の場合は様式第７号）により、当該申請書を受理した日から６０日以内に通知するものとする。
- ４ 部長等は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

（不支給要件）

- 第１２条 対象事業主からの申請であっても、部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。
- （１）申請事業主が、対象労働者の雇入れの日の前日から起算して６月前の日から奨励金の支給申請日までの間において、雇用する労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇した場合（重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇）は除く）
 - （２）対象労働者の雇入れの日の前日から起算して２年前の日から奨励金の支給申請日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合
- ２ 前項に定めるもののほか、次の各号に該当すると認められ、奨励金を支給することが適切でないと部長等が判断する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないことができるものとする。
- （１）賃金の支払が行われていない場合
 - （２）その他適正な雇用管理を行っていない場合
 - （３）労働者派遣契約又は請負契約（以下「労働者派遣契約等」という。）に基づき派遣労働者又は請負労働者（以下「派遣労働者等」という。）が行っていた業務を、自己が雇用する労働者に行

わせるため、労働者派遣契約等を解除して対象労働者を新たに雇用した場合で、労働者派遣契約等の解除に伴い派遣労働者等が離職を余儀なくされた場合

(暴力団等の排除)

第13条 第11条の規定にかかわらず、部長等は、申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合、奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(奨励金受給後の報告)

第14条 奨励金の支給を受けた事業主は、対象労働者を正規雇用した日から起算して1年を経過した日から起算して1月以内に、「鳥取県労働移動受入奨励金受給に係る報告書」（様式第8号）を部長等に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、対象労働者を正規雇用した日から起算して1年を経過する日以前に対象労働者が退職した場合は、対象労働者が退職した日から起算して1月以内に、前項に定める報告を部長等に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第15条 部長等は、奨励金の支給を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県労働移動受入奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第9号）により、当該対象事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合
- (3) 対象労働者を雇入れた日から起算し1年を経過する日以前に事業主都合で解雇した場合

(調整)

第16条 申請事業主が同一の対象労働者について、県からの他の制度による類似の奨励金等を受けている場合は、奨励金を支給しないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途商工労働部長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成25年7月12日から施行する。

(経過措置)

第12条第2項第3号の規定は平成25年7月12日以前に正規雇用された対象労働者には適用しない。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日以前に対象労働者を正規雇用した対象事業主については、なお従前の例による。

3 平成27年3月31日以前に送出企業要件確認通知書等により送出企業認定された企業を離職した対象労働者については、次のとおり読み替えるものとする。

読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
第6条第3号	送出企業を離職した日から1年以内	送出企業を離職した日から平成28年3月31日まで

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日以前に対象労働者を正規雇用した対象事業主については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日以前に送出企業に認定された企業に係る対象労働者を正規雇用した対象事業主については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年6月5日以前に送出企業に認定された企業に係る対象労働者を正規雇用した対象事業主については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年12月25日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月7日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

	日本標準産業分類（中分類）	分類符号
対象となる業種	食料品製造業	9
	飲料・飼料製造業	10
	繊維工業	11
	木材・木製品製造業	12
	家具・装備品製造業	13
	パルプ・紙・紙加工品製造業	14
	化学工業(化学肥料・医薬品・塩製造業は除く)	16
	プラスチック製品製造業	18
	ゴム製品製造業	19
	鉄鋼業	22
	非鉄金属製造業	23
	金属製品製造業	24
	生産用機械器具製造業	26
	業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造、武器製造は除く）	27
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28
	電気機械器具製造業	29
	情報通信機械器具製造業	30
	輸送用機械器具製造業（船舶及び鉄道、航空機は除く）	31
	情報サービス業	39
	インターネット附随サービス業	40
	道路貨物運送業	44
	水運業	45
	倉庫業	47
	運輸に附帯するサービス業	48
	各種商品卸売業	50
	繊維・衣服等卸売業	51
	飲食料品卸売業	52
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53
	機械器具卸売業	54
	その他の卸売業	55
	学術・開発研究機関	71

送出企業要件確認申出書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部長 様

所在地
事業者名
代表者職・氏名

事業活動及び雇用の状況について次のとおり申し出ます。

項目	申出者記載欄		県確認欄
業 種	(日本標準産業分類の中分類の業種を記入)		<input type="checkbox"/>
事業内容			
送出企業要件	公益財団法人産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている。	該当する 該当しない	<input type="checkbox"/>
	売上高の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ概ね10%以上減少している。	該当する 該当しない	<input type="checkbox"/>
	雇用保険被保険者数の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて増加していない。	該当する 該当しない	<input type="checkbox"/>
	30人以上の離職者が発生する。	該当する 該当しない	<input type="checkbox"/>
離職予定者	職 種	人数(人)	確認日 (年 月 日) 確認者 ()
	合 計	XXXX	
作成者	(所属) (役職) (氏名) (電話) (ファクシミリ)		

また、離職予定者同意の上、離職予定者名簿を別紙のとおり提出しますので、次のとおりハローワーク等へ名簿の提供を希望するとともに、「 (申出企業名) 」から離職予定者へ鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者証明書を配布しますので、離職予定者名簿のとおり交付してください。

離職予定者名簿の提供先について	希望する	希望しない
鳥取県立ハローワーク		
ハローワーク (公共職業安定所)		
公益財団法人産業雇用安定センター		
その他の職業紹介事業者 ()		

※提供希望先について、該当する欄に○印を入れてください。

【裏面】

鳥取県労働移動受入奨励金の対象となる離職者の要件

鳥取県労働移動受入奨励金の対象となる離職者は、次のいずれにも該当する離職者とする。

- (1) ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者に求職登録している離職者
- (2) 公益財団法人産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業を離職した者
- (3) 次のいずれかの業種又は商工労働部長が特に認めた業種に該当する企業を離職した者

	日本標準産業分類（中分類）
対象となる業種	食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこは除く）
	繊維工業
	木材・木製品製造業
	家具・装備品製造業
	パルプ・紙・紙加工品製造業
	化学工業(化学肥料・医薬品・塩製造業は除く)
	プラスチック製品製造業
	ゴム製品製造業
	鉄鋼業
	非鉄金属製造業
	金属製品製造業
	生産用機械器具製造業
	業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造、武器製造は除く）
	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	電気機械器具製造業
	情報通信機械器具製造業
	輸送用機械器具製造業（船舶及び鉄道、航空機は除く）
	情報サービス業
	インターネット附随サービス業
	道路貨物運送業
	水運業
	倉庫業
	運輸に附帯するサービス業
	各種商品卸売業
	繊維・衣服等卸売業
	飲食料品卸売業
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
機械器具卸売業	
その他の卸売業	
学術・開発研究機関	

- (4) 次のいずれかに該当する企業を離職した者
 - ア 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ概ね10%減少していること。
 - イ 雇用保険被保険者数の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて増加していないこと。
- (5) 事業縮小等により送出企業要件確認申出書の提出日以降に30人以上の離職者を発生させる企業

送出企業要件確認通知書

第 号
令和 年 月 日

申出企業の代表者 職・氏名
鳥取労働局職業安定部長 ○○○○
公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所長 ○○○○ } 様

職・氏名 印

○○○○年○○月○○日付けで提出された送出企業要件確認申出書について、下記のとおり確認したので、鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第4条第2項の規定に基づき通知します。

なお、鳥取県労働移動受入奨励金の対象となる離職者は、離職日から1年以内（○○○年○月○日まで）に正規雇用された者に限ります。

（注1）申出企業に対し、次の文言を追加する。

また、提出のあった離職予定者名簿に基づき、鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者証明書（様式第2号の2）を別紙交付リストのとおり交付しますので、「（申出企業名）」から対象労働者へ配布してください。

（注2）鳥取労働局職業安定部長及び公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所長等に対し、次の文言を追加する。

また、鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者証明書を別紙交付リストのとおり交付しましたので、対象労働者に対して本支援金を含む再就職支援をお願いします。

記

申出者	(所在地) (事業者名) (代表者職・氏名)
判定結果	鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第3条の2第1項又は第2項に規定する送出企業に（該当する・該当しない）。
備考	奨励金の支給額は、対象労働者1人につき10万円とする。

鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者証明書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部雇用人材局
鳥取県立鳥取ハローワーク所長 ○○ ○○ 印

下記の者については、鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第4条第1項の規定により送出企業要件確認申出企業「（申出企業名）」から提出のあった離職予定者名簿に基づき、新型コロナウイルス雇用安定支援金対象労働者であることを証明します。

記

対象労働者氏名

（注意）対象労働者の方へ

- 1 あなたの早期再就職につながる可能性がありますので、鳥取県立ハローワーク、ハローワーク（公共職業安定所）、公益財団法人産業雇用安定センター、その他の職業紹介事業者へ再就職の相談や採用応募・面接をする場合は、本証明書を提示するなどして、鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者であることを申し出て、再就職支援の説明を受けてください。
- 2 正規雇用で再就職した場合、再就職先の事業主が鳥取県労働移動受入奨励金の支給を受けられる場合があります。本証明書は、事業主の方が本奨励金の手続き確認に必要となりますので、再就職先に提示してください。

送出企業認定通知書

第 号
令和 年 月 日

（認定した企業の代表者 職・氏名）
鳥取労働局職業安定部長 ○○○○
公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所長 ○○○○ } 様

職・氏名 印

鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第3条の2第2項の規定に基づき、下記の事業者を送出企業として認定したので、同要領第4条第4項の規定に基づき通知します。

なお、鳥取県労働移動受入奨励金の対象となる離職者は、離職日から1年以内（○○○年○月○日まで）に正規雇用された者に限ります。

（注1）認定企業から離職予定者名簿の提出があった場合、認定企業に対し、次の文言を追加する。

また、提出のあった離職予定者名簿に基づき、鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者証明書（様式第2号の2）を別紙交付リストのとおり交付しますので、「（認定した企業名）」から対象労働者へ配布してください。

（注2）認定企業から離職予定者名簿の提出があった場合、鳥取労働局職業安定部長及び公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所長に対し、次の文言を追加する。

また、鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者証明書を別紙交付リストのとおり交付しましたので、対象労働者に対して本支援金を含む再就職支援をお願いします。

記

所在地	
事業者名	
代表者職・氏名	
備考	奨励金の支給額は、対象労働者1人につき (30万円・10万円)とする。

鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者証明書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部雇用人材局
鳥取県立鳥取ハローワーク所長 ○○ ○○ 印

下記の者については、鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第4条第4項の規定により送出企業の認定を行った「（認定企業名）」から提出のあった離職予定者名簿に基づき、新型コロナウイルス雇用安定支援金対象労働者であることを証明します。

記

対象労働者氏名

（注意）対象労働者の方へ

- 1 あなたの早期再就職につながる可能性がありますので、鳥取県立ハローワーク、ハローワーク（公共職業安定所）、公益財団法人産業雇用安定センター、その他の職業紹介事業者へ再就職の相談や採用応募・面接をする場合は、本証明書を提示するなどして、鳥取県労働移動受入奨励金対象労働者であることを申し出て、再就職支援の説明を受けてください。
- 2 正規雇用で再就職した場合、再就職先の事業主が鳥取県労働移動受入奨励金の支給を受けられる場合があります。本証明書は、事業主の方が本奨励金の手続き確認に必要となりますので、再就職先に提示してください。

正規雇用報告書

令和 年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

所在地
名称
代表者職氏名

鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第6条に規定する対象労働者を正規雇用したので、同支給要領第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

①	対象労働者	氏名	
		生年月日	昭和・平成 年 月 日
		住所	
②	対象労働者の配置先	(名称) (所在地)	
③	雇入(正規雇用)年月日		年 月 日
④	紹介を受けた職業紹介機関		
⑤	雇用予定期間の有無	有 (年 月 日まで) 無	
⑥	対象労働者が離職した 送出企業名、離職日及び 離職理由	(企業名) (離職年月日) 年 月 日 (離職理由) 事業主都合 ・ 自己都合	
⑦	作成者	(所属) (役職) (氏名) (電話) (ファクシミリ)	

※⑤の雇用予定期間が「有」の場合は、本奨励金の支給対象となりません。
※⑥の離職理由が「自己都合」の場合は、本奨励金の対象となりません。

鳥取県労働移動受入奨励金支給申請書

令和 年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

〒
申請事業主 所在地
名称
代表者職氏名

鳥取県労働移動受入奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

①対象労働者の氏名	a	d	
	b	e	
	c	f	
②奨励金申請額	金 円		
③奨励金算定内訳	・10万円× 人＝ 万円 ・30万円（県認定有）× 人＝ 万円		
④希望支払金融機関	金融機関名	銀行 本店・支店	
	(フリガナ)		
	口座名義		
	口座の種類	普通 ・ 当座	
⑤申請事業主の主たる事業	(日本標準産業分類の中分類を記入)		
⑥対象労働者を雇用した事業所	名称		
	所在地		
⑦雇用保険適用事業所番号	(対象労働者を雇用した事業所番号を記入)		
⑧申請書作成担当者職氏名	職氏名	電話	
		ファクシミリ	
代行者氏名	職氏名	電話	
		ファクシミリ	
処 理 欄 ※この欄には記入しないで下さい。	受 理 年 月 日	年 月 日	受給資格の有無
	支 給 決 定 年 月 日	年 月 日	有 ・ 無
	支 給 決 定 番 号	第 号	備 考
	支 給 決 定 金 額	円	

鳥取県労働移動受入奨励金支給要件確認表

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

各項目の該当する欄に○印を記入してください。

	確認欄	
	はい	いいえ
①対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6月前の日から奨励金の支給申請日までの間において、対象労働者を雇い入れる事業所で雇用する労働者（雇用保険の被保険者）の事業主都合による解雇はありません。		
②対象労働者の受け入れの前日から起算して2年前の日から奨励金の支給申請日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）はありません。		
③派遣労働者又は請負労働者が行っていた業務を新たに雇用した対象労働者に行わせるため、労働者派遣契約又は請負契約を解除した事実はありません。		
④暴力団との関係はありません。 〔以下のいずれにも該当しない場合、「はい」に○印を記入すること。〕 ・暴力団及び暴力団員である。 ・暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する。		
⑤対象労働者が直近に雇用されていた企業とは、親子会社等密接な関係にはありません。 〔鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第5条（5）及び（6）のいずれにも該当する場合に、「はい」に○印を記入すること。〕		
⑥対象労働者について、県から他の類似助成金等を受給していません。 ※「いいえ」の場合（名称： ）		
⑦過去に、鳥取県労働移動受入奨励金を受給したことはありません。 ※「いいえ」の場合（ 年 月 日支給申請）		

上記の内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

〒

申請事業主 所在地
名 称
代表者職氏名

鳥取県労働移動受入奨励金 対象労働者個別表（1）

①	様式第4号の①の記号		
②	対象労働者	氏名	
		生年月日	昭和・平成 年 月 日
		住所	
③	対象労働者の配置先		(名称) (所在地)
④	雇入(正規雇用)年月日		年 月 日
⑤	紹介を受けた職業紹介機関		
⑥	雇用予定期間の有無		有 (年 月 日まで) 無
⑦	対象労働者が離職した 送出企業名、離職日及び 離職理由		(企業名)
			(離職年月日) 年 月 日
			(離職理由) 事業主都合 ・ 自己都合
⑧	本人確認欄		上記のとおりであると確認した 氏名

※ 様式第4号の①に記載した労働者全員を個別に記載すること。

鳥取県労働移動受入奨励金 対象労働者個別表（2）

送出企業離職後の職歴（古いものから順に記載すること）			
	企業名	雇用期間	雇用形態
①	(※送出企業を記載)	平成・昭和 ～ 年 月 日 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
②		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
③		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
④		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
⑤		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
⑥		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
⑦		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
⑧		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
⑨		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
⑩		年 月 日～ 年 月 日	・正規雇用 ・その他()
	本人確認欄	上記のとおりであると確認した 氏名	

※ 様式第4号の①に記載した労働者全員を個別に記載すること。

※ ①に送出企業を記載し、その後受入企業（申請企業）に正規雇用されるまでの職歴を記載すること（一番下には受入企業（申請企業）を記載すること）。

※ 雇用形態中「その他」には、有期雇用、アルバイト等の詳細を記載すること。

※ 行が足りない場合は適宜追加すること。

番
令和 年 月 日
号

様

職 氏名

印

鳥取県労働移動受入奨励金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった鳥取県労働移動受入奨励金については、下記のとおり支給することに決定しましたので、鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給額 金 円

様式第7号（第11条関係）

番
令和 年 月 日
号

様

職 氏名 印

鳥取県労働移動受入奨励金不支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった鳥取県労働移動受入奨励金については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので、鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給しない理由

様式第8号（第14条関係）

鳥取県労働移動受入奨励金受給に係る報告書

令和 年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

所在地
名称
代表者職氏名

このことについて、鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 奨励金の支給申請日 年 月 日
- 2 支給決定通知の文書番号（日付）
第_____号（ 年 月 日）
- 3 支給決定された金額 金_____円

4 支給対象労働者一覧

番号	対象労働者の氏名	雇入年月日	報告日時点の雇用状況
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由：)
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由：)
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由：)
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由：)
		年 月 日	ア 在職 イ 年 月 日 離職 (離職理由：)

5 記入担当者

氏名 _____

所属・役職 _____

電話 _____ ファクシミリ _____

番
令和 年 月 日
号

様

職 氏名 印

鳥取県労働移動受入奨励金支給決定取消・返還通知書

年 月 日付で支給した鳥取県労働移動受入奨励金については、下記により支給決定を取り消し、返還していただくことになりましたので、鳥取県労働移動受入奨励金支給要領第15条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取 消 額 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により所定の金融機関で払い込みください。